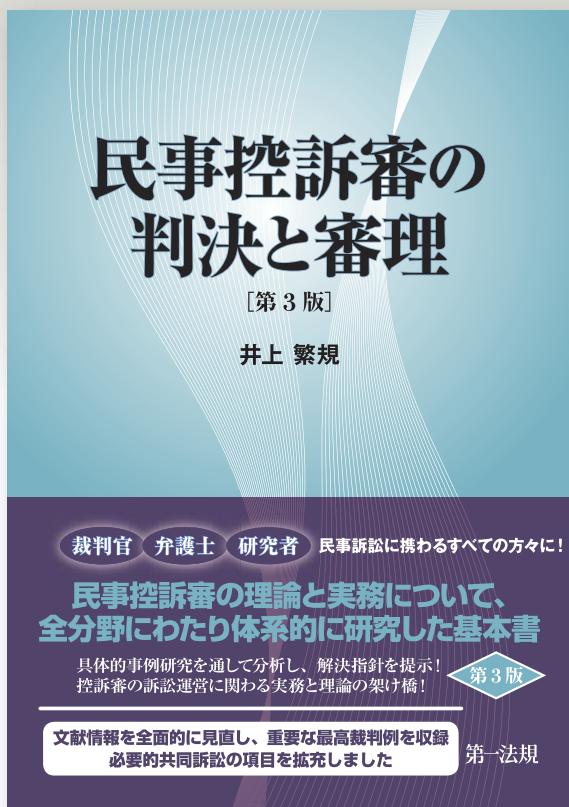


# 民事控訴審の理論と実務について、 全分野にわたり体系的に研究した基本書



# 民事控訴審の 判決と審理 [第3版]

著者 **井上 繁規** 元東京高等裁判所・  
部総括判事

A5判・単行本・540頁 定価 本体4,600円+税

第2版(2013年)以降に出た新たな裁判例や文献・学説をフォロー!  
実務の変化に対応した待望の第3版

文献情報を全面的に見直し

必要的共同訴訟に関する項目を新設

民事控訴審に関する新たな重要判例を収録

実務に動きがある部分について解説を拡充

目次  
(抜すい)

## 第1編 民事控訴審の判決書

- 第1章 控訴の意義、要件及び効力
- 第2章 事件番号・事件名及び当事者
- 第3章 判決主文
- 第4章 破棄差戻し後の控訴審の審判

## 第2編 民事控訴審の審理

- 第1章 総論
- 第2章 第1回口頭弁論期日の運用
- 第3章 続行期日における審理
- 第4章 控訴審の判決書
- 第5章 民事控訴審の審理についての5つの提言
- 第6章 ドイツの民事控訴審の実情

判例索引／事項索引

好評  
発売中!

必要的共同訴訟の  
理論と判例

井上 繁規

[必要的共同訴訟]の理論と実務をつなげる唯一の体系書

井上繁規 著「必要的共同訴訟の理論と判例」

本体6,300円+税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 裁判官・弁護士・研究者 民事訴訟に携わるすべての方々に!

## 第1章・第4節 控訴の取下げ

### 第4節 控訴の取下げ

#### 1 意義

控訴の取下げとは、控訴人が第1審判決の取消し又は変更を求める申立てとしての控訴を提起した後に、これを撤回する旨の裁判所に対する意思表示である。控訴は、控訴審の終局判決があるまで、取り下げることができる(民訴法292条1項)。

控訴の取下げがされると、控訴の提起がなかったという効果が生じるが、控訴権は失わないので、控訴期間内であれば、再び控訴を提起することができる。訴えの取下げは、訴えの申立てを撤回し、訴訟係属を適時的に消滅させる点で、控訴の取下げと異なり、また、控訴権の放棄は、控訴権を有する当事者がこれを行わない旨を裁判所に対して行う単独の意思表示である点で、控訴の取下げと異なる。

#### 2 控訴の取下げの要件

##### (1) 時期的制限

控訴の取下げは、控訴審の終局判決があるまでにしなければならない。控訴審の口頭弁論終結後であっても、判決の言渡し前であれば、控訴の取下げは許

- ◆民事訴訟の判決と審理についての諸問題を類型化・分析し、判例・学説・実務の取扱いを踏まえて、解決指針を提示
- ◆裁判官の訴訟進行時の技術をサポートする定番書籍
- ◆判決の主文例・理由例を豊富に収録
- ◆民事控訴審の訴訟運営の基本的視点がわかる
- ◆民事控訴審を手掛ける弁護士に有用となる書

## 2 控訴の取下げの要件

全ての請求が控訴審に移審しているため、これに抵触する控訴の一部の取下げは許されない。控訴の取下げは、常に控訴の全部を取り下げるものでなければならない。したがって、客観的併合請求についてされた第1審判決に対して控訴が提起された場合にも、控訴の取下げをするときは、控訴の全部の取下げをする必要があり、その一部の取下げをすることは許されない。この場合には、控訴人としては、控訴審において、第1審判決の取消し又は変更を求める不服申立ての範囲を客観的併合請求の一部に減縮する申立てをすることにより、控訴審の審判の範囲をその部分に制限することで対処することができる(民訴法296条1項、304条)。

##### (3) 控訴の取下げができる者

###### ア 控訴人

控訴の取下げをすることができるのは、控訴を撤回する処分権を有する控訴を提起した控訴人に限られる。

###### イ 補助参加人

補助参加人は、自らも控訴を提起することができるが(民訴法45条1項)、被参加人の同意がない限り、控訴の取下げはできない(東京高判昭和41・12・23判時478号59頁)。

補助参加人が控訴を提起した場合でも、控訴人となるのは被参加人であり、補助参加人は附従的な当事者にすぎず、被参加人の利益を害することはできないのみならず、被参加人がその後控訴を提起した場合には、不適法な二重控訴として却下されることになるからである(最一小判平成元・3・7集民156号295頁は、補助参加人の上告提起後にされた被参加人の上告は、二重上告であり、不適法として却下すべきである旨を判示している)。

## 第1章・第4節 控訴の取下げ

### (イ) 必要的共同訴訟の場合

必要的共同訴訟(民訴法40条)においては、訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき要請があるため、共同訴訟人の一部の者が控訴を提起した場合には、共同訴訟人の全員が控訴人となり(大判明治30・9・22民録3輯8巻23頁)、必要的共同訴訟の全部につき確定遮断の効力及び移審の効力が生じる。

したがって、控訴の取下げは、共同訴訟人の全員が一致してするか、相手方の全員に対してしなければ、その効力が生じない(最一小判平成6・1・25民集48巻1号41頁は、固有必要的共同訴訟における共同被告の一部に対する訴えの取下げは効力を生じない旨を判示している)。

なお、類似必要的共同訴訟においても、共同訴訟人の一部の者がした上訴の取下げ及び共同訴訟人の一部の者に対する上訴の取下げは、取り下げた者との関係で判決が確定することとなるので、原則として、許されないと解される。ただし、最判平成9・4・2民集51巻4号1673頁(複数の住民の提起した住民

お試し読み・お申し込みはコチラ

クレジットカードでもお支払いいただけます

第一法規 民事控訴審

検索

CLICK!